

2010年5月18日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 呉 明憲

E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ

## 外資利用政策 26 か条

2010年5月7日付で《工商行政管理職能の役割を十分に発揮し、より一層外商投資企業発展工作进行を推進することに関する若干意見》<sup>1</sup>が公布されました。本意見は先日発表された《国务院：一段と外資利用工作进行を行うことに関する若干意見》を実行することを目的として公布されたものであります。

### 1. 集団化経営

外商が投資設立する投資性会社が企業集団を組織申請することを奨励します。企業集団とは資本をもって主要な結びつきとする親子会社を主体として、集団の定款を共同行為規範とする親会社、子会社、出資会社及びその他メンバー企業または機構が共同して組成する一定規模を有する企業法人連合体<sup>2</sup>のことをいいます。

母社となる企業は企業名称の中で「集団」または「(集団)」を使用することができ、子会社もまた自社名称の中に企業集団の名称または略称を加えることができます。

### 2. 債権による増資

外商投資企業が債権により増資を行うことを支持します。債権を登録資本に転換することを積極的に支持するとしており、これにより今後デットエクイティスワップを活用する事例が増えていくものと思われます。企業再編の中のひとつのツールとして検討する価値があるといえるでしょう。

### 3. パートナー企業

外商投資パートナー企業の設立により外商投資企業の企業類型を増やすとしております。

<sup>1</sup> 工商外企字〔2010〕94号

<sup>2</sup> 国家工商行政管理总局：《企業集団冬季管理暫定規定》の印刷公布に関する通知（工商企字〔1998〕第59号）

これに関しては既に、2009年11月25日付で《外国企業または個人が中国国内でパートナー企業を設立することの管理弁法》、2010年1月29日付で、《外商投資企業パートナー企業当期管理規定》が公布されているように、既に政策として実施されております。

#### **4. 出資期限の緩和**

既に初回の払い込みを終えている企業について、資金が一時的にタイトになり期限どおりに出資ができない場合、審査批准部門の批准を取得することで、出資期限の延長が認められます。南京市、山東省、福建省、上海といった地域では既にこの政策が行われております。

#### **5. サービス企業の発展の支持**

外国（地区）出資企業の字号を使用する外商独資企業、外方マジョリティの外商投資企業について、登録資本が3000万元以上で、現代サービス業及びハイテク産業に従事する場合、名称の真中に「（中国）」と入れることができるようになります。従来は5000万元以上を要求されていたものが緩和されることとなります。また、サービス企業及びその授權を受けた分公司が直接所在地登記機関で経営性分支機構の登記手続きを行うことができるようになります。

#### **6. 多国籍企業による機能性機構及び外商投資サービスアウトソーシング産業設立の支持**

多国籍企業が中国で地域本部、研究開発センター、購買センター、財務管理センター、決済センター、コスト利益計算センター等の機能性機構及び外商投資サービスアウトソーシング産業を設立することを支持します。また、企業名称及び経営範囲の中にその機能の特徴を表現する字句を加えることができます。

#### **7. 外資利用方式の多様化**

外資合併買収の過程における登記関連手続きをスムーズに行うことで、外資が資本参加、合併買収などの方法で国内企業の改組改造と合併に参加することを支持するものとしております。

#### **8. ブランドの保護**

外商投資企業の有名屋号の保護を強化し、無断で有名屋号を使用して不正競争に従事することを阻止するとともに、外商投資企業の商標権を有効に保護するために、登録審査を引き続き加速するとしております。

商標の無断使用が頻繁に見られ、少なからずブランド保有者に影響しているのが現状です。知的財産権保護を強化することを打ち出す内容となっておりますが、末端レベルにまで浸透するにはまだまだ時間を要すると思われれます。

## 9. 審査・登記

### (1) 地区を跨る移転

東部地区の外商投資企業が中西部地区に移転することについて、転出及び転入手続きの効率を引き上げていくとしております。一般的には地区を跨る移転は転出側の税収減の影響もあることから、スムーズに進まないのが一般的です。今後実例を積み重ねてこのイメージを払拭していく必要があるでしょう。

### (2) 外商投資広告企業のプロジェクト審査を省レベルに授権

従来外商投資広告企業の設立審査は、国家工商行政管理总局の審査を経た後に商務部門で審査を行うものとされておりましたが、今後工商行政管理总局における審査権限は地方レベルに委譲されます。審査権限以外にも広告業の発展を促進していく旨が本意見で言及されています<sup>3</sup>。

### (3) 外商投資自動車販売企業の審査工作

外商投資自動車販売企業の関連審査項目をしっかりと行い、外商投資自動車販売企業の発展を支持するということが言及されています。今後の自動車販売の増加を見据えたものだと思います。

### (4) 外商投资企业の登記管理授権範囲拡大

中西部地区工商行政管理機関及び外商投資企業が相対的に集中する国家級経済技術開発区、ハイテク産業開発区の工商行政管理機関に外商投資企業認可登記権を授与し、これにより外商投資企業が登記手続きを行うことをスムーズにし、中西部地区への移転や投資増加を積極的に行うとしております。

### (5) 外資利用方式の多様化

外資合併買収の過程の中で会社の登記事項を規範化し、積極的に外資が資本参加、合併買収などの方法で国内企業の改組改造と合併に参加することを支持するとしております。

以 上

---

<sup>3</sup> 本意見第20条

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。